## 組 織 規 程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国年金受給者団体連合会(以下「本会」という。) 定款第17条で規定する、事務局体制を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 本会の事務局の組織は、会長、常務理事、事務局長及び職員とする。

(組織図)

第3条 事務局の組織図は、次のとおりとする。

会長常務理事事務局長職員

(職員の職務)

- 第4条 事務局長は、常務理事の監督のもとに全ての業務を掌握し、業務を効率的に運営し、職員を指揮監督する。
- 2 職員は、事務局長の命を受け、業務を処理する。

(事務分掌)

第5条 職員の事務分掌は、別紙によるものとする。

(組織の変更等)

第6条 本会事業の事業規模等の変更により、第2条の組織を変更することができるものとする。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

## 職員の事務担当等について

担当者	主な事務分掌
事務局長	① 本会の事業全般に関すること(以下のとおり)
	・事業計画・予算決算に関すること
	・規程・規則等の改正等に関すること
	・各種会議に関すること
	・機関紙等の発行に関すること
	・法人変更登記等に関すること
	・事務所の賃貸及び管理等に関すること
	・本会の公印の管理に関すること
	・金庫の管理に関すること
	・預貯金の通帳及び現金の管理に関すること
	・(有)こうねんサービス及びこうねんのひろば共済会に関すること
	② 部下の指導監督に関すること
	① 分片体の制体に関わてとし
職員	① 給与等の計算に関すること
(庶務担当)	② 健康保険等の届け出等に関すること ③ 各種手当の認定に関すること
	③ 各種手当の認定に関すること ④ 各種会議の通知及び書類の整理に関すること
	(5) 慶弔等に関すること
	⑥
	⑦ 超過勤務に関すること
	8 文書の受付・発送に関すること
	<ul><li>② 本会の役員等の経歴書に関すること</li></ul>
	<ul><li>の その他</li></ul>
職員	① 収入決議及び収入の収納に関すること
(経理担当)	② 支出決議及び支払いに関すること
	③ 旅費の計算に関すること
	④ 物品等の取得決議及び払い出し・管理に関すること
	⑤ 各種会計帳簿の記帳に関すること
	⑥ 法人税・消費税等の申告に関すること
	⑦ 各年金受給者団体等への発送に関すること
	⑧ その他